

受動喫煙防止対策に関する意見書

喫煙がもたらす健康被害については、科学的に立証され、厚生労働省の公的機関においても議論の余地なく認識されており、受動喫煙に対する社会的対策が強く求められています。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、国際オリンピック委員会（IOC）は1988年に禁煙方針を採択し、近年開催都市においても受動喫煙防止の法整備を行い、今夏行われたリオデジャネイロでは全面禁煙化を実現しています。

国内においては、厚生労働省の有識者検討会が「たばこ白書」案をまとめ、屋内の100%禁煙化を目指すべきと提言しました。政府は、健康増進法では罰則のない努力義務とされてきた経緯もあり、今後、全面禁煙や分煙など施設ごとの対策のあり方などを具体的に協議するとしています。また、全面禁煙など具体的な対策をとらない国内の公共施設や飲食店に罰金などの罰則を科すよう定める新法の検討も始めたとされています。

このように、国民の健康増進及び受動喫煙防止への取組は、国や東京都が広域的に行うことが重要ですが、狭小の飲食施設等の実情を踏まえると、店舗の実態に則した、漸進的な対策を考えることも必要です。

よって、墨田区議会は、政府及び東京都に対し、個店の特性も考慮し、受動喫煙防止対策の制度を講じ、整備するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年9月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } あて
東京都知事 }